

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所／日本部
パートナー弁護士法学博士 熊琳

第125回 インターネット安全監督検査活動の強化

中国公安部が最新の特定項目法規を公布

「ネットワーク安全法」の施行を徹底するため、2018年11月1日、公安部より「公安機関インターネット安全監督検査規定」（以下「検査規定」という）が公布され、インターネットの経営と使用に対する取り締まりを今後どのように行っていくかが、より詳細に規定されました。今回は、この「検査規定」のポイントと留意点について解説いたします。

◇日系企業の駐在員によるインターネットの利用行為が、当局の取り締まりを受けた例

現地法人A社の営業部長であるS氏は、普段からよく利用している日本の総合ポータルサイトに、中国からアクセスしにくくなったことを大変不便に感じていた。同サイトでの情報閲覧を継続するため、S氏は比較的安価なVPNサービスを利用することにした。2カ月ほどたったころ、このVPNが使用できなくなったと同時に、A社の所在地の警察官がS氏を尋ねてきて、使用しているVPNはライセンス未取得の商品であるため、すでに運営が停止され、運営者も行政処分を受けたことを告げられた。

この件に関してS氏に対する法的責任の追及はなかったが、警察官からはこのような違法VPNを使用すると個人情報漏えいするリスクがあるとして、以後は適法なライセンスを持つVPNサービスを選ぶことを勧められた。

◇「検査規定」の重要な内容および留意点

1. 「インターネットサービスの提供者」を除き、取り締まり対象として新たに「インターネットの利用者」が加えられたことにより、あらゆる日系の企業・組織が「インターネットの利用者」と認定され、「検査規定」の管理・制限を受ける可能性がある。このため、「検査規定」に基づく取り締まり活動には、適切に対応する必要がある。
2. 現地の企業・組織が、以下の状況のいずれかに該当する場合、公安機関による監督検査の重点対象とされる。
 - (a) インターネットサービスの提供を開始してからの経過時間が1年未満である。
 - (b) サービス開始後2年以内にネットワークの安全にかかる事件や犯罪が発生している。
 - (c) インターネットセキュリティ上の義務を履行せず、行政処分を受けた。
3. 公安機関による検査には、実地検査と遠隔検測の2通りの方式がある。
 - (1) 実地検査には、次の措置が含まれる。
 - (a) 営業場所、サーバー室、勤務場所への立ち入り
 - (b) 企業・組織の責任者、インターネットセキュリティ管理者に説明を求める
 - (c) 関連情報の確認検査、複製
 - (d) ネットワークおよび情報セキュリティの保護技術措置の運行状況の確認検査
 - (2) 公安機関が遠隔検測を行う場合は、事前に監督検査の対象、日時、範囲などが告知されるか、関連検査事項について公示されるものの、企業・組織の日常的なネットワークの使用にも影響が出る可能性がある。
4. 法的責任に関して注目される内容
 - (1) 公安機関が企業・組織にインターネットセキュリティ上のリスクがあると判断した場合、リスクを消除する措置を講じるよう要求する。違法行為が発見されたが状況が軽微であるか、その結果がもたらされるに至っていない場合は、期限を設けて是正を求める決定を下す。

(2) 企業・組織が、ユーザー登録情報やインターネットの利用ログ情報について記録保管の措置をとっていない場合、10万元以下の制裁金を科し、直接の責任を負う者には5万元以下の制裁金が科される可能性がある。

→この項は企業・組織の日常業務活動に直接関わるものとなります。

(3) 企業・組織が公安機関による監督検査の実施を拒絶または阻害するか、公安機関による国家安全および刑事事件に必要な技術サポートや協力を拒んで提供しない場合、50万元以下の制裁金を科し、直接の責任を負う者には10万元以下の制裁金が科される可能性がある。

→公安機関は秘密保持の目的から事件の具体的状況を開示しないことが多く、現地の企業・組織がこのような調査協力の要請を受けた場合、相手の真実の身分確認を求める権利が認められているのみで、調査への協力を拒否することは極めて難しいものとなっています。

◇日系企業へのアドバイス

「検査規定」の施行により、公安機関による取り締まりがより具体化され、活発化することが予想されます。このため現地の企業・組織では、内部のインターネットセキュリティ体制の強化、最適化を図る必要があるとともに、公安機関による日常的な検査や特定案件に関する調査活動が行われた際には積極的に対応し、信用評価の低下や行政処分を受けるような事態を回避する必要があります。

四川・中西部

フィルムの四川龍華光電薄膜、東芝機械から延伸機購入

合成樹脂フィルムメーカーで店頭公開会社の四川龍華光電薄膜（四川省綿陽市）は9日、フィルム同時二軸延伸機を東芝機械から1億500万元（約17億円）で購入すると発表した。

四川龍華光電薄膜は2016年、地元綿陽市◆（さんずいに倍のつくり）城区の「高級設備製造産業園」に約3万3000平方メートルの用地を確保し、光学フィルムの研究開発（R&D）、生産拠点の建設に着手した。これまでにコーティング、偏光フィルムなどの全自動生産ラインが順次操業を始めている。今後の生産規模拡大のため新たな設備購入を決めた。（時事）

重慶の携帯電話端末生産、1～9月は1.35億台

中国重慶市経済情報化委員会は11日、重慶市のスマートフォンなど携帯電話端末の生産台数は今年1～9月は1億3500万台だったことを明らかにした。同市では15～17日、携帯電話端末関連の国際見本市「第2回重慶・国際手機展」が同市のコンベンション施設「南坪重慶国際会議展覽中心」で行われる。重慶市のニュースサイト、華龍網が12日伝えた。

同委員会によると、重慶市には携帯電話端末メーカー上位20社のうちvivo、OPPO、伝音控股など7社が進出。また、ODM（相手先ブランドによるデザイン・生産）メーカー上位20社のうち上海与徳通信技術、深セン市国威電子など6社が操業している。カメラモジュール、モニター、タッチパネルなど周辺産業の進出企業は約500社。（時事）

長安汽車、1～10月の販売台数が120万台に

中国重慶市を拠点とする大手国有自動車メーカー、重慶長安汽車（長安汽車）は9日、独自ブランド車の今年1～10月販売台数累計が節目の100万台を超えて120万台になったと中国証券報に明らかにした。

このうち、セダン「逸動」は10月の販売台数が前年同月比134.7%増の1万3530台で、1～10月累計は11万台となった。